

地方公共団体と株式会社における監査機関の比較（再提出）

※ 6ページ「損害賠償責任等」の欄を加筆修正。

内部の監査機関の比較

- 本資料中、株式会社に係るものについては、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。
- 地方公共団体に係る法律上の根拠条文は、地方自治法のものである。
- 株式会社に係る法律上の根拠条文は、会社法のものである。
- 本資料中、株式会社に係る事項で下線部分は、地方公共団体の監査委員制度と特に違いが見られる株式会社の制度に係るものである。

地方公共団体と株式会社における内部の監査機関の比較

区分	地方公共団体	株式会社
監査機関の名称	監査委員	監査役
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長が議会の同意* を経て選任（§ 196①） ※ 議員の定数の半数以上が出席し、その出席議員の過半数（§ 116） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株主総会の決議* によって選任（§ 329①） ※ 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款に定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）（§ 341） ○ 取締役が、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意が必要（§ 343①③） ○ 監査役会は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することが可能（§ 343②③）
選任要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（識見を有する者） ○ 議員（§ 196①） 	—
選任制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の常勤の職員・短時間勤務職員（§ 196③） ○ 普通地方公共団体の長、副知事・副市町村長と親子・夫婦・兄弟姉妹の関係にある者（§ 196の2①） ○ 衆議院議員・参議院議員（§ 201・§ 141①） ○ 検察官・警察官・収税官吏・都道府県公安委員会の委員（§ 201・§ 166①） ○ 成年被後見人 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） ○ 公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から10年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者 ○ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者（§ 201・§ 164） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人 ○ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 ○ 会社法若しくは中間法人法の規定に違反し、又は証券取引法、破産法その他の一定の法律の罪を犯し、刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ○ 上記以外の法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）（§ 335①・§ 331①）

区分	地方公共団体	株式会社
兼職・兼業の制限	○ 当該地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（§180の5⑥）	○ 株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役（§335①）
任期	○ 識見を有する者のうちから選任される監査委員 4年 ○ 議員のうちから選任される監査委員 議員の任期による（§197）	○ 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの間（§336①）
人数	○ 都道府県・人口25万以上の市 4人 ○ その他の市・町村 2人 ※ 条例でその定数を増加することが可能（§195②）	○ 3人以上（§335③）
構成要件	○ 議員のうちから選任される監査委員 ・ 都道府県・人口25万以上の市 2人又は1人 ・ その他の市・町村 1人 ○ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、監査委員の定数から議員のうちから選任される監査委員の数を除いた数（§196①） ○ 識見を有する者から選任される監査委員のうち、当該地方公共団体の常勤の職員等であった者の数は1人が上限（§196②）	○ 監査役会は、すべての監査役で組織（§390①） ○ 半数以上は社外監査役（過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない監査役）（§335③）
常勤・非常勤	○ 原則非常勤（§180の5⑤） ○ 識見を有する者のうちから選任される監査委員を常勤とすることが可能（§196④） ○ 都道府県・人口25万以上の市にあっては、識見を有する者から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤（§196⑤）	○ 監査役会が監査役の中から常勤の監査役を選定（§390③）
報酬	○ 条例により報酬・給料等を決定（§203・§204）	○ 定款又は株主総会の決議によって報酬等を決定（§387①） ○ <u>監査役は、株主総会において監査役の報酬等について意見を述べることが可能</u> （§387③）

区分	地方公共団体	株式会社
解任方法	<p>○ 長は、監査委員が次の要件に該当すると認めるとき、議会の常任委員会又は特別委員会における公聴会を経た上で、議会の同意※を得て、罷免することが可能（§ 197の2①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき ・ 職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき <p>※ 議員の定数の半数以上が出席し、その出席議員の過半数（§ 116）</p> <p>○ 選挙権を有する者の3分の1以上の者の連署をもって解職の請求があり、議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意により失職（§ 86）</p>	<p>○ いつでも、株主総会の決議※によって解任（§ 339①）</p> <p>※ 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上</p> <p>※ 当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることも可能（309②七）</p> <p>○ 監査役職務の執行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監査役を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき等においては、以下の株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該監査役の解任を請求することができる。（§ 854①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総株主の議決権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主 ・ 発行済株式の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主
解任の救済	<p>○ 解職請求による失職の決定に不服がある者は、総務大臣・都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は裁判所に訴えすることが可能（§ 87②・§ 118⑤）</p>	<p>○ 解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することが可能（§ 339②）</p>
退職方法	<p>○ 罷免・失職を除き、自発的に退職する際には長の承認が必要（§ 198）</p>	<p>—</p>
合議体としての役割・決定事項	<p>○ 以下の事項については、合議により決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の結果に関する報告（§ 199⑩） ・ 上記報告に添えて提出する意見（§ 199⑪） ・ 住民監査請求による監査、勧告の決定（§ 242⑧） ・ 職員の賠償責任の有無・賠償額の決定（§ 243の2⑨） 	<p>○ 以下の事項について監査役の過半数をもって決定（§ 390②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査報告の作成 ・ 常勤監査役の選定・解職 ・ <u>監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定</u>

区分	地方公共団体	株式会社
監査対象・権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査（毎会計年度少なくとも1回以上・随時に行うことも可）（§199①④⑤） ○ 必要があると認めるときは、地方公共団体の事務（労働委員会・収用委員会の権限に属する一部の事務を除く。）の執行を監査（§199②） ○ 必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査 ○ 必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等、地方三公社若しくは地方独立行政法人、借入金の元金若しくは利子の支払を保障しているもの、公有地の信託をしている場合の受託者、公の施設の指定管理者についても、出納その他の事務の執行で出資等に係るものを監査（§199⑦） ○ 選挙権を有する者の50分の1以上の連署をもって当該地方公共団体の事務の執行の監査の請求があった場合の監査（§75） ○ 議会の請求に基づき、地方公共団体の事務の執行を監査（§98②） ○ 地方公共団体の長の要求に基づき、当該普通地方公共団体の事務の執行を監査（§199⑥） ○ 住民の請求に基づき、当該地方公共団体の長等の違法な公金の支出等について監査（§242） ○ 毎月例日を定めて、地方公共団体の現金の出納を検査 ○ 必要があると認めるとき、又は地方公共団体の長の要求があるときは、指定金融機関等の収納・支払の事務について監査（§235の2） ○ 職員の賠償責任について、その事実があるかどうかの監査、その有無・賠償額の決定、賠償責任の免除についての意見（§243の②） ○ 監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことが可能（§199⑧） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役は、取締役の職務の執行を監査（§381①） ○ いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は株式会社の業務・財産を調査することが可能（§381②） ○ その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務・財産の状況の調査を行うことが可能（§381③） ※ 子会社は、正当な理由があるときは、報告・調査を拒むことが可能（§381④） ○ 取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会へ報告（§382） ※ 監査役は、上記の場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し取締役会の招集を請求することが可能（請求後5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする招集通知が発せられない場合は、監査役が取締役会を招集することが可能）（§383②③） ○ 監査役は、取締役会に出席 ○ 必要があると認めるときは、意見を陳述（§383①） ○ 取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類等を調査 ○ 法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を株主総会へ報告（§384） ○ 取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求することが可能（§385①）

区分	地方公共団体	株式会社
監査の方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない（§ 198の3①） ○ 当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該地方公共団体の経営に係る事業の管理又は当該地方公共団体の事務が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかどうか、特に意を用いなければならない（§ 199③） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役会が決定した監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項に基づき監査等を実施 ※ 上記の監査役会の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできないもの（§ 390②三）
監査権限の行使方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の監査委員が自らの権限を行使して監査等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の監査役が自らの権限を行使して監査等を実施
監査の結果等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査の結果に関する報告を決定し、長・議会と関係執行機関に提出し、公表（§ 199⑨） ○ 監査の結果に関する報告の提出を受けた長・議会と関係執行機関は、当該監査の結果に基づき、又は参考として措置を講じたときは、監査委員へ通知し、監査委員はこれを公表（§ 199⑫） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取締役の職務の執行を監査した場合において監査報告を作成（§ 381①）
決算書類の審査等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計管理者が調製した決算を監査委員の審査に付した上で、長が監査委員の意見と併せて議会へ提出し、議会が認定（§ 233） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）・事業報告これらの附属明細書を監査役の監査に付し、取締役がこれを定時株主総会へ提出し、そのうち計算書類について定時株主総会が承認（§ 436・§ 438） ○ 取締役は、定時株主の総会の招集に際して、株主に対し、監査報告を提供（§ 437） ○ 株式会社は、一定期間、その本店・支店に監査報告を備え置き（§ 442①②）
損害賠償責任等	<p><第三者への損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、公共団体が、これを賠償する責任（国家賠償法 § 1①） ○ 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、地方公共団体は、その公務員に対して求償権を有する（国家賠償法 § 1②） <p><当該地方公共団体に対する損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 故意又は過失によつて権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任（民法 § 709） <p>※ 長が損害賠償請求をしない場合、その怠る行為について住民監査請求を行うことが可能</p>	<p><第三者への損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役が、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該監査役は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任（§ 429①） ○ 監査役が、監査報告に記載等すべき重要な事項についての虚偽の記載等を行つたときは、当該監査役が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任（§ 429②二） <p><当該株式会社に対する損害></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役が、その任務を怠つたときは、株式会社に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任（§ 423） ○ 監査役が、監査報告に記載等すべき事項を記載等せず、又は虚偽の記載等をしたときは、100万円以下の過料（§ 976七） ○ 6箇月前から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、書面等により、監査役の責任追及等の訴えの請求をすることが可能（§ 847①） ※ 株式会社が上記請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することが可能（§ 847③） ※ 特別背任罪（§ 960）等のような取締役等と同様に科される刑罰については省略